

13章 資料編

【目次】

(1) 協働アクションプランの成果と課題	…P43
(2) 協働に係る学習会や周知活動の状況	…P50
(3) 平成27年度住民参加事務事業調査の結果概要	…P52
(4) 協働推進のしかけ	…P53
①協働推進会議	
②三芳町政策研究所の経緯	
③自治基本条例検討	
④アクションプラン策定に向けての分野プラン調整会議	
(5) 協働のまちづくり条例・同施行規則	…P57
(6) 協働のまちづくり啓発リーフレット（平成20年6月全戸配布）	…P64
(7) 淑徳大学との連携協力に関する包括協定書	…P66

(1) 協働アクションプランの成果と課題

①健康福祉グループ

2008	
テーマ	高齢者・障がい者の居場所づくり
事業	ふれあいサロン開設（又は開設支援） ・藤久保5区、北永井2区、藤久保4区
パートナー	福祉課・健康増進課
達成状況	「ふれあいサロン」を3か所立上げ、小地域の居場所づくりの刺激となった。
協働効果	行政区の理解も得て、身近な集会所で定期開催し、コミュニティ活動や社会福祉協議会事業へのつながりにも一定の貢献ができた。参加者自身が担い手となり、また技能活用の機会にもなって、いきがいくりの場としても効果は大きかった。
課題	今後は、小地域の住民が担い手となって、継続的なサロン事業が展開されることが望まれる。

2012	
テーマ	介護が必要になっても高齢者が住み慣れた町で安心して暮らせることができるまちづくり
事業	家族介護者のための「憩いサロン」を開設
パートナー	健康増進課
達成状況	「憩いサロン」年2回開設し、家族介護者が息抜きできる場の提要进行った。
協働効果	周知活動では介護施設などの協力を得て、公民館にて定期開催し、家族介護者に対する担い手の理解や家族介護者同士の情報交換等を行うことができた。
課題	将来的には、常設のサロンが望まれる。

②みどり環境グループ

2008	
テーマ	ア) 雑木林（ヤマ）の活用と環境教育 イ) エコライフ推進（ゴミ減量） ウ) 公園マップづくり（自然を活かした公園づくり）
事業	ア) グリーンサポート隊による雑木林保全作業と環境教育 イ) 県のエコライフデイへの住民参加促進 ウ) 公園紹介パンフレットの作成（魅力紹介）

パートナー	都市計画課・環境産業課
達成状況	<p>ア) 実行部隊としてグリーンサポート隊を立ち上げ、予想以上の参加者によって、保全面積、作業体制等の確保ができ、基礎づくりができた。</p> <p>イ) 「マイバッグ運動」事業を変更した。実行委員会を立ち上げ、県エコライフシートを活用して住民啓発を行った。</p> <p>ウ) 各公園の魅力を紹介したファイルを作成して住民の活用意識調査を実施した。</p>
協働効果	<p>ア) 担当課との適切な役割分担、各種関係者（地元企業の参加、県機関）の支援により、地権者交渉、事業への信用、安全確保、仲間づくりが進んだ。</p> <p>イ) エコライフ推進委員会が設立した。</p>
課題	<p>ア) 作業員の安定的な確保、技術向上、面積拡大に伴う対応、継続性</p> <p>ウ) 住民意識調査の結果反応が極めて薄く、今後の方向を検討</p>

2012	
テーマ	<p>ア) 平地林の保全・整備と環境教育</p> <p>イ) エコライフの推進</p> <p>ウ) 花いっぱい運動の方策の検討・具現化</p>
事業	<p>ア) グリーンサポート隊による雑木林保全・整備と環境教育</p> <p>イ) エコライフの啓発—町民の意識向上—</p> <p>ウ) 花いっぱい運動展開（検討）</p>
パートナー	都市計画課・環境課
達成状況	<p>ア) 毎月30名以上の参加者があり、予想以上に実施できた。</p> <p>イ) 小中学校のみでも、効果や回収率があるので、費用対効果の面から、町民対象のシート配布事業は取りやめた。また、エコクッキングの実施も行った。</p> <p>ウ) グループ活動としては困難と判断した。</p>
協働効果	<p>ア) 27年度末には、活動地域の一部が県のトラスト地に認定される成果を得た。</p> <p>イ) 大東ガスとの連携により、エコクッキングを実施した。</p>
課題	<p>ア) 雑木林を使った環境教育を進める必要がある。</p> <p>イ) エコライフ実行委員会との連携</p> <p>ウ) 課題という声は大きい、単独事業でなく連携での取り組みの検討</p>

③都市安全グループ

2008	
テーマ	安全・安心なまちづくり
事業	安全安心マップの作成と活用
パートナー	地域振興課（自治安心課）、道路交通課・学校教育課
達成状況	小学校区ごとに通学路を実地調査実施。交通安全上や防犯上の危険箇所、交通指導員立哨場所やこども110番の家等を落とし込んだ「安全安心マップ」を作成、各小学校に配布した。
協働効果	更新作業では、各学校やPTA等の力を得て合同踏査を実施した。こうした作業を経て、肌で自分の地域の現状を確認し、課題を関係者と共有できたことは大きな成果である。
課題	犯罪等に逆利用される心配から、不特定多数にマップを配布できないという課題が残った。しかし、子どもの安心の担い手関係者が共通認識を持つ意味からも、今後も連携協力のもとで定期的な見直し作業と活用方法の検討を行う必要がある。 また、メンバーの確保や協働のあり方等も課題である。

2012	
テーマ	安全・安心なまちづくり
事業	ア) 安心安全マップの継続的見直し作業と活用支援 イ) 自転車の安全教育・普及への支援活動 ウ) 三芳町の交通形態の実態とその問題を探る
パートナー	自治安心課、道路交通課・学校教育課、こども支援課
達成状況	ア) 2回の改訂版を作成した。3回目の改訂に向け、各学校の訪問を終了した。 イ) 自転車の安全教育を北永井2区地区社協と進めた。また、町内の保育所・園での交通安全教室を実施した。 ウ) グループ検討
協働効果	ア) 小学校において地域の方が参加する会議への参加要請もあり地域の方々も含め、マップの存在が認識されてきた。 イ) 地区社協との連携により、今後の展望が見られた。
課題	ア) 危険箇所の改善状況の落としこみ、掲載内容についての検討、が必要。マップを題材に問題意識を関係者が持つ必要がある。 イ) 自転車の楽しさを実現する施策の必要性

④産業観光グループ

2008	
テーマ	三芳の顔づくり
事業	ア) みよしっ子やさい市の開設（三芳農産物の規格外品の販売） イ) 埼玉 B 級グルメ王決定戦参加 他
パートナー	環境産業課（現観光産業課）
達成状況	ア) 当初「三芳農産物の規格外品の販売」だったが、生産者の事情等を調査・検討の後、一部修正して実施した企画。第4土曜日の藤久保地区に加え、水曜日のみよし台サテライトも開設し、定期開催が定着した。さらに、農家との連携が少しずつ出来始めた。しかし、三芳産ブランドの確立に至るには、まだ多くの時間と労力を要する。 イ) 埼玉 B 級グルメ王参加については、当初の企画である「三芳産の野菜を使った料理コンテスト」や「料理教室」の実践を経て実現したものである。
協働効果	ア) 農家との連携が少しずつ出来始めた。しかし、三芳産ブランドの確立に至るには、まだ多くの時間と労力を要する。 イ) コンテスト、料理教室の成果により、三芳産の加工品試作を通して観光施策への足がかりになった。
課題	ア) 課題として、メンバーの負担が多く、担い手の確保や町内企業とのコラボレーションも視野に入れた検討が必要となっている。

2012	
テーマ	三芳という農産物産地の知名度を上げる
事業	ア) 定期開催の野菜市の継続 イ) 三芳産野菜を使った料理教室 ウ) 行事・イベントの整合性をとり 観光などの知名度アップの事業 エ) オリジナルマップの作成
パートナー	観光産業課
達成状況	ア) 従来 of 定期開催場所に加え、毎月第4土曜日の総合体育館、毎週水曜日の役場庁舎の定期販売を行い、三芳野菜のPRができた。 イ) 料理を通じ三芳野菜の美味しさ、新鮮さ認識のため、月1回料理教室を実施し、目的達成。 ウ) 世界一のいも掘り大会、かみとめまつり、淑徳大学祭、まち

	<p>づくりフェア、コープみらいイベントなどで三芳産食品。野菜販売を行った。</p> <p>エ) 観光産業課により外部委託にて作成された。</p>
協働効果	<p>ア) 消費者に顔の見える野菜販売を行ったことで、三芳野菜のPRができた。また、野菜販売に特化したボランティアも増え、事業参加者の満足度を得た。</p> <p>ウ) 町内の農園のイベントとのコラボレーションが実現した。</p>
課題	<p>ア) みよし台での購買者の減。原点に戻った販売方法や時間の調整、集荷量の検討が必要。</p> <p>ウ) 各種イベントのストーリー性、整合性確保によりPR効果の向上及び参加者確保。</p>

⑤教育文化グループ

2008	
テーマ	子どもの居場所づくり
事業	子どもの学習支援
パートナー	社会教育課（生涯学習課）・学校教育課・地域振興課・こども支援課
達成状況	学習環境に恵まれない児童等を対象とした「こども学習ひろば」活動をボランティア募集等で側面支援した。その後、ふじくぼ寺子屋開設の経験を経て、児童館・学童保育室での交流活動へとつながった。
協働効果	活動により、学習支援では「子どもに寄り添う」というスタンスの重要性が確認できた。
課題	学習支援事業の継続の必要性は認められるが、種々の活動上の制約もあることから、協働担当課とは更なる合意形成が必要となっている。

2012	
テーマ	子どもの居場所づくり
事業	<p>ア) 子どもの学習支援</p> <p>イ) 地域文化の認識と伝承</p> <p>ウ) 社会講座の開催（未掲載事業）</p>
パートナー	生涯学習課。こども支援課、文化財保護課、公民館
達成状況	<p>ア) 学童保育での宿題の見守り（出張寺子屋）を週1回実施したが担い手の減により25年後半で中止。夏休みの児童館にて宿題見守り、卓球教室を実施。</p> <p>イ) 三芳の学校を月1回（H24.10～H25.4）開催した。</p>

	ウ) 未掲載事業であったが、町内で活動する人や企業を講師に向 え平成 26 年度より年 3 回実施
協働効果	ア) 世代間交流により、信頼関係が生まれた。 イ) 更なるスキルアップを狙い、町職員を講師に迎えた。 ウ) 住民相互の学びあいが生まれた。
課題	ウ) 住民のスキルを学び合いに活用する講師養成のシステム作り

⑥全体プラン（運営委員会主管）

2008	
事業	ア) 協働のまちづくり公開学習会（次項（4）1 参照） イ) まちづくり活動担い手支援事業 ウ) まちづくりネットニュース発行（年 2 回）
パートナー	協働推進本部・地域振興課（自治安心課）
達成状況	ア) 「みんなで魅力あるまちをデザイン」をテーマとして、協働 推進本部との合同により、毎年継続的に実施。 講演やパネルトーク等の学習会形式から参加層の拡大に重点 化した「協働のまちづくりフェア」に事業名を定めて企画・ 実施した。 イ) まちづくりネットへの団体登録や事業会員登録をすすめるた めの周知活動を行った。 ウ) まちづくりネットニュースは、まちづくりネット事務スタッ フの手づくりにより、活動状況の報告やお知らせを掲載し て、年 2 回の全戸回覧を実施した。
課題	ア) 企画内容や PR 方法等に課題を残しているが、地道にまちづ くりへの関心を促すため、関係機関・団体との連携協力を通 して企画上の工夫を行いつつ、今後も継続的な取り組みが必要 である。 イ) より広範に各種 NPO 活動や公共的団体・機関等における住 民活動情報を調査・収集し、担い手となるまちづくり人材の 適切なマッチングを進める環境づくりが求められる。

2012	
事業	ア) 協働のまちづくり啓発事業（次項（4）1 参照） イ) まちづくりネットWEBサイト開設検討事業 ウ) 他の公益団体との連携推進事業

パートナー	協働推進本部・自治安心課
達成状況	<p>ア) まちづくりフェアや公開学習会の継続実施。「みんなで魅力あるまちをデザイン」をテーマとして、協働推進本部との合同により実施。年2回のまちづくりネットニュースの発行も継続。また、産業祭、淑徳大学祭など各種イベントへの参加により、啓発活動を行った。</p> <p>イ) 更新作業など、人的負担や資金面を勘案し、現状は掲示物とうによる周知活動を進める。</p> <p>ウ) 平成26年度より、まちづくり交流会を実施し、町の公益団体のとのつながりや連携事業を検討。また、三芳野菜を使用したダンボール釜でのピザ作りを試行的に実施した。</p>
課題	<p>ア) まちづくりフェアでの、参加団体の拡充を視野に入れると、開催場所内容の再構築が必要となる。</p> <p>ウ) 楽しみながら協働事業を実行できる事業検討が必要。</p>

(2) 協働に係る学習会や周知活動の状況

平成 18 年度…協働のまちづくり研究会と町の共催

- ・協働のまちづくり学習会Ⅰ（講義）
「協働のまちづくりからコミュニティデザインへ」
講師：中村陽一氏（立教大学教授）
- ・協働のまちづくり学習会Ⅱ（事例報告とパネルトーク）
「協働でまちがどうかわるの」
ゲスト：草加市瀬崎まちづくり市民会議

平成 20 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・協働のまちづくり公開学習会（基調講演とパネルトーク）
「みんなで魅力あるまちをデザイン」
講師：庄嶋孝広氏（市民社会パートナーズ代表）

平成 21 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・協働のまちづくり公開学習会（分科会と講義）
「みんなで魅力あるまちをデザインⅡ」
ゲスト：望月泰宏氏（南西部地域NPO連絡会会長）

平成 22 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・協働のまちづくりフェア 2011（クイズ・紹介ブース・野菜市等）
「協働☆みんなで魅力あるまちをデザイン」

平成 23 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・協働のまちづくり学習会（職員研修を兼ねる）
（MIYOSHI まちづくり工房～講演とワークショップ～）
講演：自治と協働って何？～行政と市民の協働はなぜ必要か？～
講師：牧瀬稔氏（(財) 地域開発研究所、町政策アドバイザー）
WS：アクションプラン 2012 策定に向けた分野課題の抽出
- ・協働のまちづくりフェア 2012（活動紹介・震災企画・協力団体企画 等）



<まちづくりフェア 2016の様子>

平成 24 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・ 協働のまちづくり公開学習会
(MIYOSHI まちづくり工房Ⅱ～講義とパネルディスカッション～)
- ・ 協働のまちづくりフェア 2013
(活動紹介・自転車安全運転教室・ワークショップ 等)
「協働 みんなで魅力あるまちをデザインⅤ」

平成 25 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・ まちづくりネット創設 5 周年記念講演 (講演と会場との意見交換会)
「みんなで魅力あるまちをデザイン」
講師：庄嶋孝広氏 (市民社会パートナーズ代表)

平成 26 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・ まちづくり交流会 25 名 21 団体 参加
「みよしかフェ～みんなで魅力あるまちをデザイン～」
- ・ 第 2 回まちづくり交流会 18 名 14 団体 参加
「～みんなで魅力あるまちをデザインⅡ～」
- ・ 協働のまちづくりフェア 2015
(活動紹介・ワークショップ・寸劇・パネルシアター 等)

平成 27 年度…まちづくりネットと協働推進本部の共催

- ・ 第 1 回まちづくり交流会 26 名 13 団体 参加
- ・ 第 2 回まちづくり交流会 41 名 21 団体 参加
- ・ 協働のまちづくりフェア 2016
(活動紹介・ワークショップ・いもっ子体操・パネルシアター 等)



<まちづくりフェア 2016 の様子>

平成27年度 住民参加事務事業調査の結果概要

分野		住民参加又は団体委託の状況				住民参加手法の内訳										主な事務事業名
		住民主体	住民参加	団体委託	協働	委員公募	研究	企画立案	運営	実施	実行委員会	WS又は意見交換会	評価	単純補助	その他	
政策	◎現状も今後も ○現状		6		2	3	1					2	3			まちづくり懇話会、町補助金公募制度、政策研究所、行政評価、公共交通
	●今後検討		5					4				1	2			みどりの三富地域づくり行政連絡事務、指定管理者制度推進、行政改革懇話会
広報	◎現状も今後も ○現状		2	1										2		声の広報作成
	●今後検討		1					1								広報の取材
総務・管財	◎現状も今後も ○現状		1	1		1										特別職報酬等審議会、庁舎等敷地除草業務
	●今後検討		1													町単独による職員研修
人権・平和・共同参画	◎現状も今後も ○現状		3	2	2	2		4	4	7						国際親善、「共に生きるセミナー」開催、情報誌「まなざし」発行、外国人生活相談
	●今後検討						1					1				国際平和
協働	◎現状も今後も ○現状	1	1	0	2	1	1	3	2	3	2	2	1			協働のまちづくりネットワーク支援、協働のまちづくり学習会
	●今後検討															
自治	◎現状も今後も ○現状	1	1	3	1		1	2	2	3	1				1	彩の国コミュニティ協議会、みよしまつり、集会所管理運営等、(仮称)自治基本条例検討町民会議
	●今後検討															
防犯防災	◎現状も今後も ○現状	4	4		4		4	9	10	9	1	2	2			防犯活動支援、東入間交通安全協会三芳支部、自主防災組織支援
	●今後検討										1					地域防災検討委員会
スポーツ	◎現状も今後も ○現状	2		3		2		1	4	1	1					スポーツ推進審議会、体育祭等団体事業支援、学校体育施設開放、体育施設利用調整
	●今後検討	2				1		2	2	1	1					(仮称)スポーツ基本計画の策定、生涯スポーツ活動促進事業
福祉	◎現状も今後も ○現状		1	2	1			1	1	1				1		聞こえに関するシンポジウム、社会福祉協議会補助、日本赤十字社に関する事務
	●今後検討															
高齢者	◎現状も今後も ○現状		5	1						1				1	1	老人デイサービス、高齢者緊急時保護、ねたきり老人短期保護、ゲートボール大会
	●今後検討															
介護	◎現状も今後も ○現状		5		1	3		1	2	2			1			介護相談員、介護保険推進委員会、介護予防ケアマネジメント
	●今後検討				0											
健康	◎現状も今後も ○現状	4	3	15		2		5	4	1					14	特定健康診査・後期高齢者健康診査、個別予防接種、集団検診、三芳町健康づくり推進条例検討委員会
	●今後検討															
子育て	◎現状も今後も ○現状	10	30	3	2	3		2	3	7	1		2	3	11	子どもを守る地域ネットワーク協議会、三芳町ファミリーサポート事業、交通安全教室
	●今後検討	2	8					3		5				25		子育てサロン、各種学童保育室運営事業、各種児童館運営事業
環境	◎現状も今後も ○現状	4		1	3	1		3	3	6			3			環境衛生対策審議会、ごみゼロ運動、不法投棄防止看板設置
	●今後検討	1				1										三芳町広域ごみ処理施設等検討委員会
産業	◎現状も今後も ○現状	4		2											2	産業祭、世界一のいも掘りまつり、協働のまちづくりネットワーク(産業観光グループ)
	●今後検討															
交通	◎現状も今後も ○現状	3		2	2				1	1			1			防犯灯の設置管理、交通安全施設整備、街路樹等維持管理
	●今後検討		1						1	2						屋外広告物の簡易除去
都市計画	◎現状も今後も ○現状	1	3	4	1	1		1	5	5						都市計画審議会運営、土地区画整理事業の技術援助、都市公園等低木剪定業務委託、子供広場管理運営
	●今後検討							1	1	1						地区計画に関する事、建築協定に関する事、公共下水道事業(再評価)
学校	◎現状も今後も ○現状	1	5	2	2	2	2	3	2	7	3	3	2			通学路に関する事務、マレーシア親善訪問団交流、部活動ボランティア指導員配置
	●今後検討															学校評価実施
青少年	◎現状も今後も ○現状	9	3					9	2	5	1			3		青少年活動支援事務(ボーイスカウト)、青少年問題協議会、非行防止パトロール支援
	●今後検討	1	4											1		子ども大学みよし
生涯学習	◎現状も今後も ○現状	3	3	1		1		1	2	1					1	生涯学習関連講座(淑徳大学連携事業)、週末活動支援、社会教育委員会議
	●今後検討	1						1			1					みよし町民文化祭
公民館	◎現状も今後も ○現状	8	13	1	2			11	11	15	1			1		三芳町高齢大学、日本語教室(国際交流支援事業)、ジョイフルコンサート、利用者の集い
	●今後検討		1							1						サークル支援
図書館	◎現状も今後も ○現状	4	7	3				7	7	10				4		ぐりぐらタイム、スィミーおはなし会、語りの学校訪問、三芳町読書環境サポート隊「ほんのむし」
	●今後検討															
文化財 (文化財と歴史民俗資料館を統合)	◎現状も今後も ○現状	1	5					1	2	4				1		郷土芸能伝承活動、郷土芸能保存協議会、三富塾活動ボランティアの会運営、来館者案内・解説
	●今後検討	4	2			1		4	4	4	1			4		資料等展示公開企画、イベント企画
住民参加等の事業の合計		71	124	47	25	25	10	80	76	102	19	10	18	46	30	
内訳	◎現状も今後も ○現状	60	101	47	25	22	9	64	68	88	15	9	15	16	30	
	●今後検討	11	23	0	0	3	1	16	8	14	4	1	3	30	0	

住民参加事務事業の合計 267

※住民参加手法の内訳の合計 416

	割合	住民主体	住民参加	団体委託	協働	委員公募	研究	企画立案	運営	実施	実行委員会	WS又は意見交換会	評価	単純補助	その他	住民参加手法の割合
◎現状も今後も ○現状	87.3%	22.5%	37.8%	17.6%	9.4%	5.3%	2.2%	15.4%	16.3%	21.2%	3.6%	2.2%	3.6%	3.8%	7.2%	80.8%
●今後検討	12.7%	4.1%	8.6%	0.0%	0.0%	0.7%	0.2%	3.8%	1.9%	3.4%	1.0%	0.2%	0.7%	7.2%	0.0%	19.2%
◎●○の合計割合		26.6%	46.4%	17.6%	9.4%	6.0%	2.4%	19.2%	18.3%	24.5%	4.6%	2.4%	4.3%	11.1%	7.2%	

協働推進のしかけ

①協働推進会議開催実績

平成 24 年度	平成 24 年 4 月 27 日（金） 午後 9 時 30 分～11 時 15 分
	主な内容 ①第 2 次協働のまちづくり素案について
平成 25 年度	平成 25 年 3 月 18 日（月） 午後 1 時 30 分～
	主な内容 ①協働推進及び住民参加の進捗状況 ②各委員の活動情報交換 ③自治基本条例の進捗状況
平成 25 年度	平成 26 年 3 月 18 日（火） 午後 2 時～3 時 55 分
	主な内容 ①施策の大綱の進捗状況 ②協働アクションプラン 2012 の進捗状況 ③住民参加事務事業調査結果について
平成 26 年度	平成 27 年 3 月 20 日（金） 午後 2 時～3 時 45 分
	主な内容 ①住民のまちづくり意識について ②協働のまちづくりの現状と今後について ・まちづくりネット及び各団体の情報交換 ・第 2 次協働推進計画及びアクションプランについて
平成 27 年度	平成 28 年 3 月 22 日（火） 午前 10 時～11 時 30 分
	内容 ①第 5 次総合計画における協働の位置付けについて ②第 2 次協働のまちづくり推進計画の更新について

②三芳町政策研究所の経緯

～まちの全体の政策形成力を高めるために～

三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」は、まちが将来にわたって質の高い行政サービスを提供できるよう、自治体自らがこれまで以上の政策形成能力を身につけ、自らを活性化することが必要と考え、平成23年5月に誕生した。

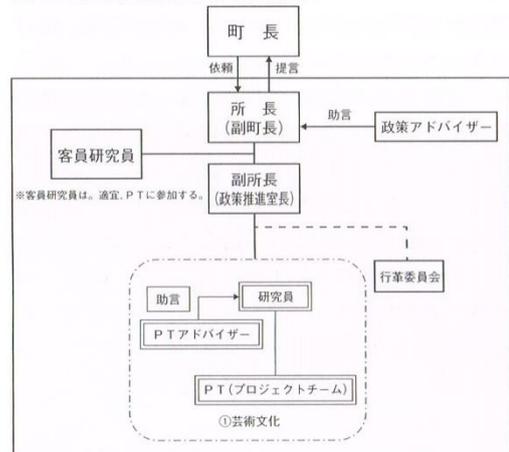
◆所掌事務

- ・まちの政策及び施策の調査研究
- ・まちの政策及び施策の提言
- ・首長のマニフェストと行政計画の整合と進行管理

◆主な活動内容

研究・視察・ワークショップ・懇談会開催・提言

図 三芳町政策研究所の組織図



※PT(プロジェクトチーム)は市内だけでなく公募するものとします。
※市民研究者もPTに参加することとする。なお市民研究者は、町内在住かどうかは問わない。

◆これまでの研究テーマ

平成23年度	観光のまちづくり 公共交通 自治基本条例
平成24年度	公共交通 みどりの保全・活用 「三富新田」再生
平成25年度	公共交通 「三富新田」再生 芸術文化
平成26年度	芸術文化
平成27年度	子育て

提言を受けて実施されたもの

★「公共交通」

平成23年度、24年度、25年度

調査・研究⇒コミュニティバス及びデマンド交通の運行案を提言⇒試行運転

★「にほんの里100選『三富新田』再生」 平成24年度、25年度

研究⇒知名度UP、観光振興を期待し

「世界農業遺産の認定申請」

★自治基本条例 平成23年度

調査・研究⇒検討方法を提言⇒

(仮称)自治基本条例検討町民会議設置

③自治基本条例検討

(仮称)自治基本条例検討町民会議の経緯

回	日 時	主 な 内 容	参加 人数
第 1 回	H25 年 4 月 22 日 (月)	(仮称)自治基本条例検討町民会議についての説明	22 名
第 2 回	H25 年 5 月 21 日 (火)	ワークショップ「10 年後も住んでいたい三芳町にするために」	17 名
第 3 回	H25 年 6 月 18 日 (火)	ワークショップの続き「町の将来像について考える。」	16 名
第 4 回	H25 年 7 月 23 日 (火)	ワークショップの続き「グループごとに将来像を発表。」	19 名
第 5 回	H25 年 8 月 22 日 (火)	ワークショップで出てきたアイデアを実行するために何をすべきか議論した。「住民のこと」「議会・行政のこと」「住民参加のこと」に分類し発表した。	26 名
第 6 回	H25 年 9 月 25 日 (水)	分科会「住民 (町民)」「議会・行政」「住民参加」	20 名
第 7 回	H25 年 10 月 23 日 (水)	分科会	20 名
第 8 回	H25 年 11 月 20 日 (水)	分科会	22 名
第 9 回	H25 年 12 月 18 日 (水)	分科会のまとめ、振り返り	19 名

※平成 26 年 (2014) 3 月 「(仮称)自治基本条例に関する検討の記録」町へ提出

④アクションプラン策定に向けての分野プラン調整会議

平成 26 年度

健康福祉グループ	平成 27 年 2 月 12 日	協働事業の現状とアクションプランの進捗状況
みどり環境グループ	平成 27 年 2 月 13 日	
都市安全グループ	平成 27 年 2 月 24 日	
産業観光グループ	平成 27 年 3 月 10 日	
教育文化グループ	平成 27 年 3 月 10 日	

平成 27 年度

健康福祉グループ	平成 27 年 10 月 8 日	前回の調整会議後の進捗状況及びアクションプランの改定に向けて
みどり環境グループ	平成 27 年 10 月 7 日	
都市安全グループ	平成 27 年 10 月 1 日	
産業観光グループ	平成 27 年 10 月 6 日	
教育文化グループ	平成 27 年 10 月 13 日	

三芳町協働のまちづくり条例

平成20年3月12日・条例第1号

前文

三芳町は、みどり豊かな環境のもと、多くの先人たちの英知と努力によって歴史と文化がはぐくまれ、ぬくもりを実感できるまちとして発展してきました。人々のくらしと自然が調和した美しい風土は何ものにもかえがたい住民の貴重な財産であり、これを子孫に引き継いでいくことは、私たちみんなの願いです。

この財産を守り育てるとともに、自立した活力のあるまち、住民自らが誇れる魅力あるまちとしてさらに発展していくために、私たちは、なお一層努力していかなければなりません。それには、より多くの住民がまちづくりの主役として参加し、住民と町が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

住民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の住民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めます。

目的

第1条 この条例は、住民と町の協働によるまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への住民参加を促進し、住民自治の実現に寄与することを目的とします。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 住 民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 町内に在住、在勤又は在学する個人
 - イ 町内で事業を営み、又は活動を行う個人、法人その他の団体
- (2) 住民参加 住民が自らの意志を反映させることを目的として、町の施策・事業の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わることをいいます。
- (3) 協 働 住民と町がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動することをいいます。

基本理念

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とします。

- (1) まちづくりは、住民参加の機会が平等に与えられるように進められなければなりません。
- (2) まちづくりは、住民と町が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければなりません。
- (3) まちづくりは、住民と町が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければなりません。

住民の権利

第4条 住民は、町政の情報を知る権利、町政に参加する権利及び町政について学ぶ権利を有します。

住民の役割

第5条 住民は、まちづくりの当事者として、まちづくり活動への積極的な参加と良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力します。

町の責務

第6条 町は、町政運営に当たって、住民参加の機会を確保するよう努めなければなりません。

- 2 町は、町政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく住民に提供し、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

個人情報

第7条 住民と町は、三芳町個人情報保護条例に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

議会の役割

第8条 議会は、住民の意思が町政に適切に反映されるよう調査及び監視を行い、総合的な観点から政策を審議して町の意思を決定します。

住民参加の方法

第9条 町は、協働のまちづくりを推進するため、住民参加の方法等を規定した制度を定めます。

協働推進体制

第10条 町は、協働のまちづくりを推進するため、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置します。

協働推進計画

第11条 町は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定しなければなりません。

2 町は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

その他

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

この条例は、平成20年6月1日から施行します。

協働のまちづくり条例施行規則

【趣 旨】

第1条 この規則は、三芳町協働のまちづくり条例（平成20年三芳町条例第1号。以下「条例」といいます。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めま
す。

【法人その他の団体】

第2条 条例第2条第1号イの法人その他の団体は、営利法人のほか、次の各号に掲げる
ものとします。

- (1) 行政連絡区、自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、幼稚園等の教育研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) その他政治、宗教又は営利を目的とせず、自発的かつ自立的に公益活動を行う集団

【地域コミュニティ】

第3条 条例第5条の地域コミュニティは、行政連絡区（三芳町行政連絡区の設置及び区
長、副区長の組織並びに運営に関する規則（昭和51年三芳町規則第8号）に規定する
ものをいいます。）、自治会その他の近隣社会とします。

【住民参加の方法等を規定した制度】

第4条 条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げる住民参加の
しくみとします。

- (1) 住民と町がまちづくりの情報を共有し、又は住民から広く意見を聴く住民参加のし
くみで、次に掲げるもの
 - ア まちづくり懇話会 町の重要な計画、施策・事業その他町政全般について住民と
町長が意見交換を行う制度
 - イ 情報公開制度 三芳町情報公開条例(平成17年三芳町条例第26号)に基づき、
町の保有する情報を住民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用
して情報を積極的に提供する制度

- ウ 出前講座等まちづくり学習制度 住民の要請により、町職員を住民が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援する制度
 - エ 審議会等会議の公開制度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を住民に公開する制度
 - オ 地域懇談会 町が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、住民に内容の説明や情報提供を行い、住民の意見を広く聴き、当該計画又は施策・事業に反映する制度
 - カ 町長への手紙 住民の視点からまちづくりの課題を直接町長に提案する制度
- (2) 町が政策又は施策を形成する過程に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
- ア 政策研究所 公募の住民と職員が学識経験者の助言を受けながら町の重要課題について調査研究し、政策形成、提言していく住民参加のしくみ
 - イ 意見交換型世論調査 無作為抽出で選定された住民が一定の施策情報や論点に対して、アンケートと意見交換を組合せ世論を形成していく住民参加の手法
 - ウ パブリック・コメント手続制度 三芳町パブリック・コメント手続条例（平成19年三芳町条例第5号）に基づき、町が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、住民の意見を広く募集し、これらに反映する制度
 - エ 審議会等委員公募制度 町が第1号エに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く住民から募集する制度
 - オ 住民提案型事業委託制度 町がまちづくりのモデルとなる事業等について、住民から広く提案を募集し、これらの提案のなかから補助、委託等により事業を実施し、住民の地域コミュニティや自主的なまちづくり活動を支援する制度
 - カ ワークショップ手法等による施策立案会議制度 町が主要な施策・事業を策定する際に、住民を公募し、ワークショップ（住民と町が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法をいいます。）等を駆使して当該施策・事業を立案する

制度

(3) 町が実施する事業に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 町の事業に住民の視点を導入することを目的として、住民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度

イ 事業サポーター制度 町が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している住民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度

ウ 協働のまちづくり登録制度 住民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度

エ 公募型補助金制度 住民の公益活動等を支援してまちづくりに寄与するため、従来の補助金交付を見直して、広く公募を行い、第三者の視点を導入して透明性のある決定手続きを行うしくみ

(4) 町が施策・事業を評価する段階に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 住民モニター制度 町が実施している、又は実施した施策・事業に対して、住民が感想、アイデア等を寄せる制度

イ 住民意識調査 町が主要な施策・事業を策定するに際し、調査項目を設定し広く住民から意見を収集し、住民の意識の傾向を把握・分析して当該施策・事業に反映する制度

ウ 行政評価制度 町が実施する、又は実施した施策・事業に対して、住民が評価及びその方向性に関与する制度

(5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための住民参加のしくみで、町長が必要と認めたもの

2 町長は、町が実施する施策・事業について、協働による取り組みが必要であると判断したときは、前項各号に掲げる住民参加のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施します。

3 第1項各号に掲げる制度の運用等に関し必要な事項は、他の条例、規則その他の規程に別段の定めがある場合を除き、町長が計画的に定めます。

【必要な組織又は機関の設置】

第5条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に規定するものとしします。

- (1) 協働のまちづくりネットワーク 住民を中心として構成する協働推進組織で、主としてテーマ型まちづくりへの住民参加について情報交流及び支援を行うとともに、町と連携して効果的な協働手法や協働事業について検討し、また、自ら実践することを目的として設置されるもの
- (2) 区長会 三芳町行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則第7条に基づく組織で、エリア型まちづくり活動を行うことを目的として設置されるもの
- (3) 協働推進本部 町職員により構成する協働推進組織で、前各号の組織を支援するとともに、条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの
- (4) その他町長が必要と認める組織又は機関

2 前項に規定する組織又は機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

【委任】

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

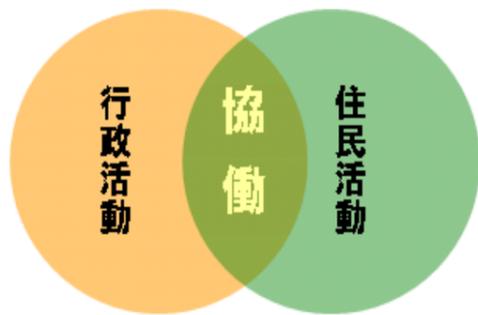
この規則は、平成20年6月1日から施行します。

この規則は、平成25年4月1日から施行します。

H20
6月1日

協働のまちづくり条例 施行!

～みんなのまちづくりプロジェクトがスタート～

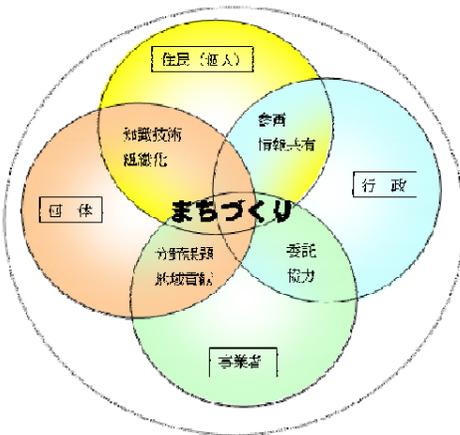


【条例の概要】

「協働のまちづくり条例」は、住民参加によるまちづくりをうたった理念条例であるため、町条例で初めて「前文」を掲載し、親しみやすいよう「ですます調」を採用しました。

(前文)
三芳町は、みどり豊かな環境のもと、多くの先人たちの英知と努力によって歴史と文化がはぐくまれ、ぬくもりを実感できるまちとして発展してきました。人々のくらしと自然が調和した美しい風土は、何ものにもかえがたい住民の貴重な財産であり、これを子孫に引き継いでいくことは私たちみんなの願いです。この財産を守り育てるとともに、自主した活力のあるまち、住民自らが誇れる魅力あるまちとしてさらに発展していくために、私たちはなお一層努力していかねければなりません。それには、より多くの住民がまちづくりの主役として参加し、住民と町が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

住民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の住民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めます。



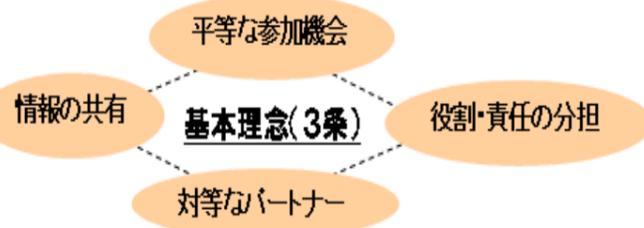
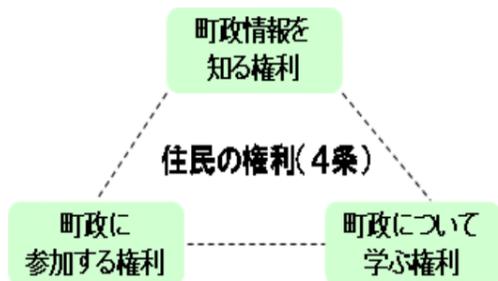
目的と定義(1条・2条)

住民のまちづくり参加の促進と住民自治の実現

【住民】
町内の個人と団体
(企業・大学を含む)

【住民参加】
まちづくりの企画立案～事業実施～評価に住民が関わること

【協働】
住民と町が役割分担し、対等に協力し相互に補完し合っ
て行動すること

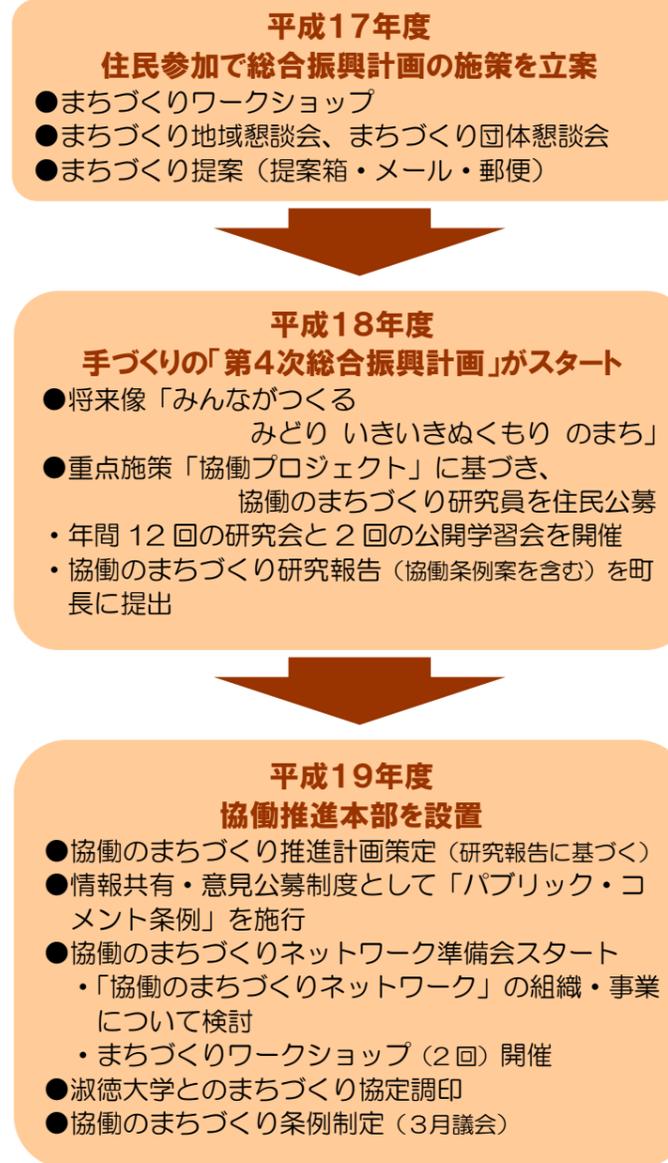


住民の役割(5条)



※このほか、行政や議会の役割として住民参加や協働の環境整備などを規定しています。(6条～8条)

協働推進の経過

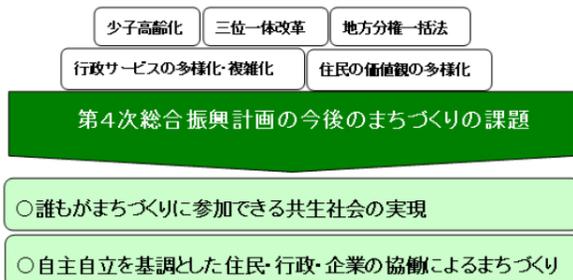


【協働のまちづくり推進計画の概要】

住民研究報告で提言した協働のしくみを具体化するため、平成19年10月に協働推進本部が策定。

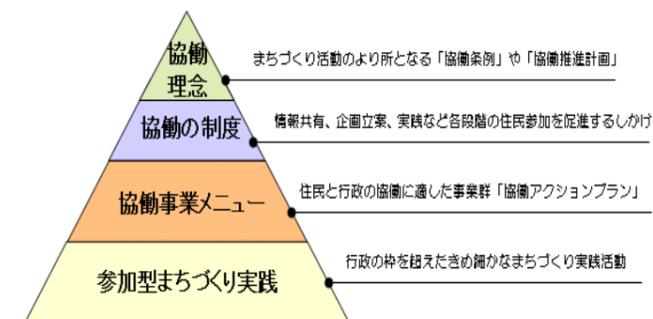
- 計画期間 平成19年度～23年度(5年間)
- 協働のルール策定
 - ◇協働のまちづくり条例の制定
 - ◇協働のまちづくりを推進する制度
- 協働推進体制の整備
 - ◇住民の協働ネットワーク
 - ◇行政の協働推進本部
- 協働のまちづくり事業の立案
 - ◇協働アクションプランの策定(事業メニュー)

計画策定の目的



パートナーシップのまちづくり
(協働プロジェクトの具体化)

協働ルールの体系



発行 埼玉県三芳町 平成20年5月
編集 三芳町行政改革・協働推進本部
協力 協働のまちづくりネットワーク準備会
<三芳町地域振興課>
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
TEL 049-258-0019/FAX 049-274-1053
URL: <http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp>
e-mail: chiiki@town.saitama-miyoshi.lg.jp

※「協働のまちづくり条例」「協働のまちづくり推進計画」「第4次総合振興計画」は、町ホームページ・役場4階情報資料室・各出張所・各公民館・図書館・歴史民俗資料館で閲覧することができます。

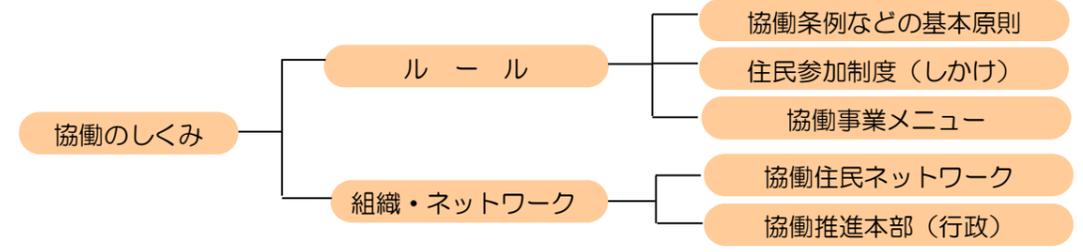
まちづくりネットワークに参加しよう！



協働のしくみ

※「協働のまちづくり推進計画」より

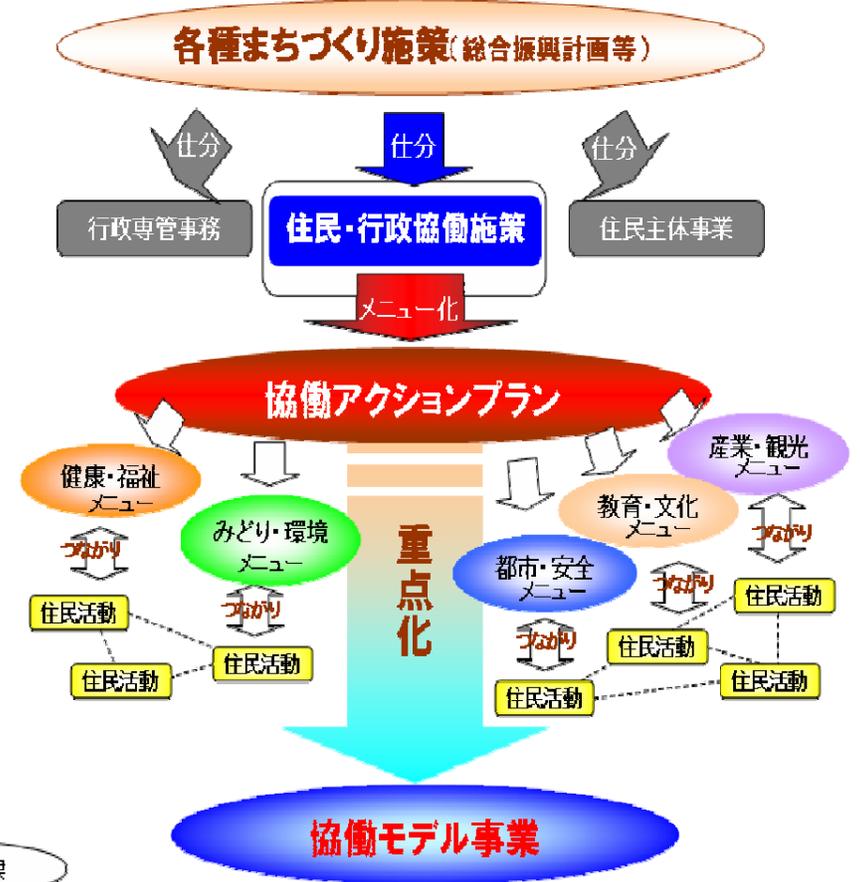
立場の異なる者同士が心をひとつにしてまちづくりに取り組むためには、ルールや推進体制が必要になります。ルールはみんなで育てていきます。また、ネットワークは住民誰でも参加できることが基本です。



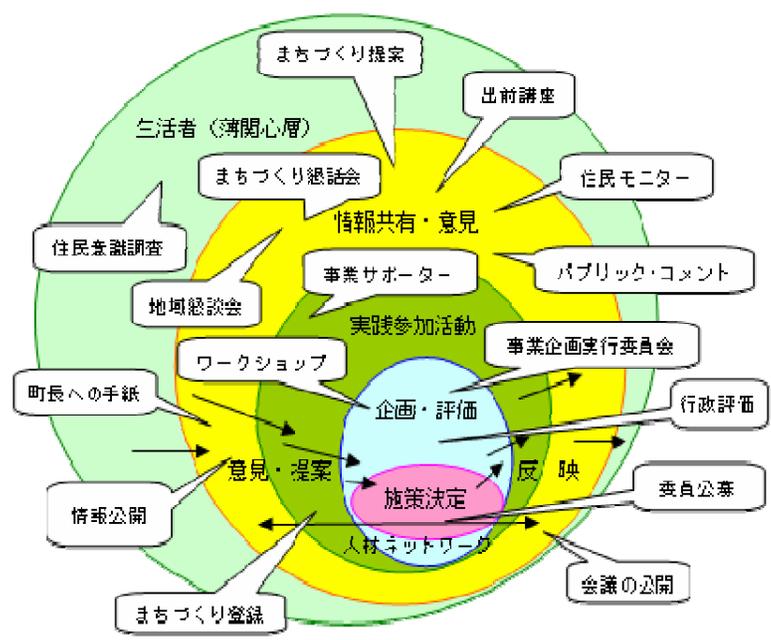
<まちづくりワークショップ>

協働の事業化プロセス

※「協働のまちづくり推進計画」より

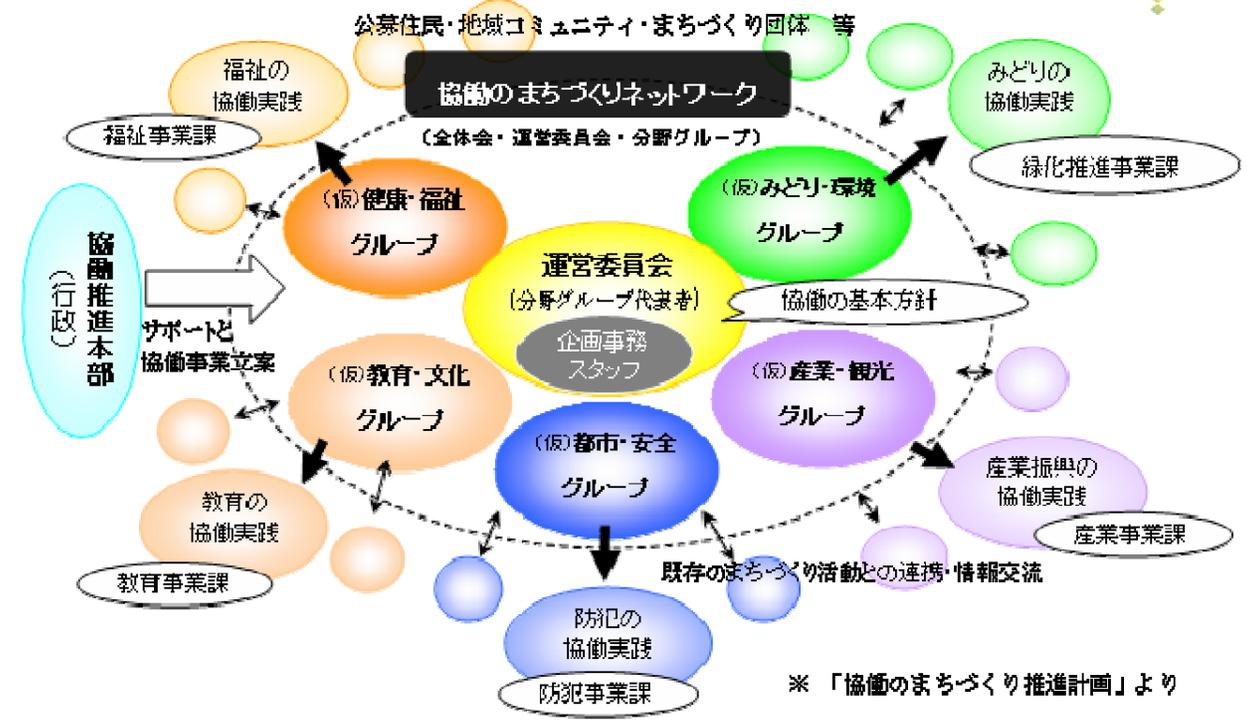


住民参加を促進する制度（条例9条）



協働の推進体制（条例10条）

住民主体のまちづくりネットワークと行政の協働推進本部が連携して、協働のまちづくりを推進していきます。「協働のまちづくりネットワーク」には住民が誰でも参加でき、分野グループへの登録により、協働に適した事業のメニュー化やモデル事業の企画実施、活動相互の連携や情報収集発信などの活動を行います。7月1日広報みよしで募集開始予定です。



※「協働のまちづくり推進計画」より



<雑木林の市民管理協定>

まちづくりは、福祉や健康、子育てや教育、防犯・防災、環境、産業など多分野におよびます。皆さんが何らかの形でまちづくりに関われるよう、事業の段階ごとに住民参加の方法を制度化していきます。

- 1 情報共有及び広聴の制度
- 2 事業実践段階への参加制度
- 3 事業企画～決定過程への参加制度
- 4 事業評価段階の参加制度

三芳町と淑徳大学との連携協力に関する包括協定書

三芳町と淑徳大学(以下「両者」という。)は、包括的な連携協力に合意した証としてここに協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携協力のもと、まちづくり分野全般にわたって資源の相互活用と人的交流を行い、もって協働により地域社会の発展、地域人材の育成及び学術の振興に貢献することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 協働のまちづくりに関する事項
- (2) 環境及び産業に関する事項
- (3) 健康及び福祉に関する事項
- (4) 教育、文化及びスポーツに関する事項
- (5) 人材の育成及び学術の振興に関する事項
- (6) その他、両者が必要と認める事項

(協議事項)

第3条 連携協力細目等の具体的事項については、両者が個別に協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第5条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者が署名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成19年10月27日

埼玉県入間郡三芳町

三芳町長 鈴木英美



学校法人大森淑徳学園

淑徳大学 学長 長谷川匡俊

